

春日井市立牛山小学校 P T A 役員・委員選出内規

役員・委員の選出は、次の方法による。

- 1 会長・副会長は、P T A 会員より選考委員会において候補者を出し、総会の承認を得て決定する。副会長は、2 名とする。
- 2 書記・会計は、会長が委嘱し、総会の承認を得て決定する。但し、書記・会計各 1 名は教員とする。
- 3 会計監査委員は、会員中より選出する。但し、役員・委員および教員以外の者とする。
- 4 学年委員は、学級数×2 名を選出し、学級 P T A 活動の推進を図る。ただし、1 学年 1 学級の場合は、3 名選出する。
- 5 専門委員は、学年委員より選出し、専門委員会活動の推進を図る。
- 6 地区委員は、各通学団毎に地区で正副各 1 名選出する。正地区委員は、地区 P T A 活動・専門委員会活動の推進を図る。副地区委員は、正地区委員を補佐する。
- 7 常任委員は、安全環境委員長、各専門委員長、副母親委員長とする。
- 8 母親委員は、学年委員の中より各学年 1 名選出する。なお母親委員長は、女性副会長が兼任する。母親委員より副母親委員長を互選する。
- 9 顧問は、全委員の決議により、会長が委嘱する。
- 10 選考委員会は、四役（会長・副会長・書記・会計）をもって委員とする。委員長は、委員の中より選出する。
- 11 選考委員会は、会長・副会長の選出をおこなう。
- 12 この内規は、常任委員会で改廃を発議し、全委員会において出席委員の 3 分の 2 以上の承認を得て改廃することができる。
- 13 この内規は、平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日より実施する。

春日井市立牛山小学校 P T A 慶弔内規

- 1 本会会員及び児童に不幸のあったときは、供花と次のように香料を供え弔意を表す。
 - (1) 会員死亡
本会より 5,000 円を供え、学校長・会長又は副会長及び該当地区委員が会葬する。学級からは、3,000 円を供え、学級委員と担任が会葬する。
 - (2) 児童死亡
本会より 5,000 円を供え、学校長・会長又は副会長及び該当地区委員が会葬する。学級からは、3,000 円を供え、学級委員と担任及び児童代表が会葬する。

- 2 本会の役員・委員及び児童の病気・負傷等の見舞
 - (1) 本会の役員・委員及び児童が病気又は負傷等により、一ヶ月以上の入院をした場合は、2,000 円程度の見舞品をもって、学校長・会長又は副会長が見舞する。
 - (2) 児童が一週間以上の入院をした場合は、担任と学級代表児童が 1,000 円程度の見舞品をもって見舞する。

- 3 不慮の災害（火災等）により会員及び児童の救援等を必要とする場合は、役員会で協議し、適切な措置をとる。

- 4 牛山小学校教職員については、次の規定により祝意・弔意を表す（含見舞）。
 - (1) 祝意
結婚 5,000 円
 - (2) 弔意
本人の死亡の場合は、10,000 円、配偶者死亡の場合は 5,000 円、両親死亡の場合は、3,000 円の香料と供花又は花輪を供え、会長又は副会長、学級委員（児童委員）が会葬する。
 - (3) 見舞
ア 病気・負傷等による一ヶ月以上療養の場合は、2,000 円程度の見舞品をもって、会長又は副会長・学級委員が見舞する。
イ 不慮の災害による救援等を必要とする場合は、内規 3 に準ずる。

付則

- 1 その他、規定外のことで考慮を必要とする場合は、役員会で協議する。
- 2 金額については、年度当初の常任委員会で決定する。
- 3 この内規は、常任委員会で出席委員の 3 分の 2 以上の承認を得て改廃できる。